

基本目標3 安心して子育てができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子育て家庭のみならず、在宅の子育て家庭も対象とした支援サービスが必要です。本市では、必要とする支援サービスを必要な方すべてに提供できる環境づくりに取り組んでいます。

待機児童の解消に向けた児童受入枠の拡充や、多様な保育サービスの充実として「保育所での一時預かり事業」や「病児・病後児保育事業」などを実施しています。また、ホームページやアプリを用いた「地域での情報提供・相談事業」や「子育て支援センター事業」として、市内5カ所にプレイルームを設置して親子の交流の場の提供や各種講座の開催などを行っています。

これらの施策を通じて、すべてのこどもが毎日を笑顔で健康に過ごせ、子育て家庭においては子育てを負担ではなく楽しさを実感することで、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

(1) 待機児童の解消

待機児童解消に向けた取り組みとして、第2期計画期間中において都市公園をはじめとした公有地の活用や、公立幼稚園の活用など様々な方策を実施してきました。

その結果、待機児童数はピークであった2018年（平成30年）と比較して減少しておりましたが、2024年度はさらなる保育需要の高まりにより増加に転じています。そのため、小規模保育事業所の整備により待機児童が多い1歳から2歳児の受入枠を拡充するほか、大規模な開発に伴い保育需要増が予測される地域には保育所等の整備を実施するなど、引き続き待機児童の解消を図ります。

また、保育の担い手である保育士の確保については、2018年（平成30年）6月に開設した保育士総合サポートセンターによる就労支援、本市が独自に実施する処遇改善事業等による経済的支援に加え、保育士向けの研修などの様々な取組を実施し、保育士の意欲や保育環境の向上を図り、質の高い保育の提供ができるように取り組みます。

(2) 多様な保育サービスの充実

① 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育標準時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

現在、ほぼすべての保育施設で延長保育が実施されており、今後も現在の提供体制の維持に努めます。

② 幼稚園での預かり保育事業

幼稚園や認定こども園の1号認定の在園児を対象に、保護者の就労、介護やリフレッシュなど多様なニーズに応えるため、教育時間の前後や長期休業中等に預かり保育を実施しています。

引き続き、保護者の預かり保育のニーズに応えられるよう体制を確保してまいります。

③ 保育所での一時預かり事業

家庭で保育されている乳幼児が、保護者の入院・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等の理由により家庭外での保育が必要となる場合に、保育施設で乳幼児を一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

市が実施する一時保育専用施設での一時預かりを継続するとともに、新設の保育施設や当該事業を実施していない既存保育施設について、保護者や地域のニーズに応じて事業実施できるよう、取り組みを進めてまいります。

④ 病児・病後児保育事業

病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童について、専用スペースにおいて保育を行い、就労世帯等の支援を図っています。

今後も、就労等のやむを得ない事情により家庭での保育が困難な病児・病後児の緊急避難的な受入先として、必要とされる体制を確保します。

⑤ 利用者支援事業

1 基本型

利用者支援事業については、基幹となる子育て支援センターにおいて、こども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

2 特定型

保育コンシェルジュによる相談事業では、多様化する保育施設選択の際の保護者ニーズへの対応や、入所・入園後の保育施設利用に関する相談等を行うために、保育士資格を持つ市内の子育て支援情報に精通した保育コンシェルジュを配置し、就学前児

童の保育に関する保護者の相談に応じ、個別の状況に応じた子育てに関する様々な情報提供を行うことで保護者支援を図ります。

⑥ 地域での情報提供・相談事業

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、ホームページや子育て応援アプリを通じて、子育てに関する市の施策や相談窓口、地域の子育て関連施設やイベントなどの情報が入手できるよう取り組んでいます。今後も子育て世帯を取り巻く環境の変化に則した情報発信ができるよう、利用者の声を聴きながらより利用しやすい情報提供の充実を図ります。

また、市内5か所の子育て支援センターでは、保有資格を持つ子育てアドバイザーが乳幼児を持つ保護者などから子育ての相談に応じているほか、こども健康センターでは保健師、助産師による相談に対応しています。

さらに、子育て相談ダイヤルでは、夜間・休日を問わず24時間365日、電話やFAX、メールでの相談に応じています。

妊婦や子育て家庭の保護者がいつでも気軽に相談出来る体制を整え、関係機関と連携しながら地域で安心して子育てが出来るよう支援していきます。

(3) 子育て支援センター事業の推進

地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、親子が気軽に集い、交流できるプレイルームを市内5か所（あかし、にしあかし、おおくぼ、うおづみ、あかし西）に設置しており、親子の交流の場の提供や子育てに関する情報の提供、各種講座の開催、子育て相談等を実施しています。

また「あかし」「おおくぼ」「あかし西」では、小学生までの子どもとその親が利用できる子ども図書館も併設し、本の貸出も行っています。

子育て支援センターなどの子育て支援施設が少ない地域では、子育て支援センターの出張型プレイルームである「移動プレイルーム」を実施し、地域の親子が交流できる場を提供しています。

家庭や地域における子育て力を高めるために、親も子どもも共に学び、成長していくことができる場や多世代交流の機会を一層充実するとともに、関係機関や子育て支援団体などの連携を深め、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援していきます。

(4) こども誰でも通園制度の推進

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所等に通っていない満3歳未満の児童が、月一定時

間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付として、2026年度（令和8年度）から全自治体で実施されます。

この制度は、こどもにとっては、その育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家族以外の人や年齢の近いこどもとの関わりといった成長発達に必要な経験が得られるものであり、また、保護者にとっては、自分のための時間を確保することで、育児に関する負担感の軽減に繋がるとともに、プロの保育者とのかかわりにより親としての成長や子育ての楽しさを実感できるといったメリットがあります。さらに、人口減少社会において、保育所等が地域全体のこどもの育ちの拠点になっていくという、保育所等の多機能化も期待されます。

本市では、喫緊の課題となっている待機児童対策への取り組みを進めるとともに、本格実施に向けて既存施設の有効活用等も含めて詳細な検討を進めてまいります。

(5) 放課後児童健全育成事業の推進

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内の小学校区において放課後児童クラブを設置・運営しています。

入所希望者が年々増加するなど、社会的ニーズに対応するため、学校の余裕教室や特別教室等を最大限に活用した受入枠の確保により、待機児童の発生の防止に努めています。また、研修の充実等による指導員の資質向上、学校や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

基本目標4 こども一人ひとりの成長を支援

こどもの健やかな成長のためには、すべての子どもの成長過程に応じた教育・保育及び子育て支援サービスが提供されることが重要です。

本市では、保護者の就労状況や家庭の状況、こども自身の障害の有無などにかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援サービスを受けられる体制を確保するとともに、学校になじめない子どもの「第三の居場所の提供」や「社会参画への取組」を通じて、子どもの成長を促すチャレンジ支援など、こども一人ひとりに適した支援サービスの提供も進めています。

(1) 就学前教育・保育の質の向上

① 教育・保育の質の向上

就学前教育の乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳児期から幼児期にかけての発達は、連続性を有するものであるとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。子どものよりよい育ちのため、研修の機会や現場指導を通じて、教育・保育の質の向上を図ります。

具体的には、施設ごとに行われている園内研修を充実させるとともに、公立保育所では公開保育、公立幼稚園ではグループ研修や教育委員会指定研究、私立保育施設を対象としたキャリアアップ研修、認可外保育施設を対象とした研修や公立保育所長経験者による保育施設訪問や指導監査等に引き続き取り組むことで、すべての就学前教育において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

② 就学前教育と小学校との連携の推進

幼児の発達や学びの連続性を保障するためには、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要です。そのためには、互いの教育の特性や学び方の違いを理解した上で、つながりを意識する必要があります。

「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に記載されている「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」をもとに、アプローチ期（5歳児後半）における教育課程である「アプローチカリキュラム」を活用しながら、5歳児から小学校1年生のかけ橋期のつながりを意識した「幼保小の連携や交流」を計画的に実施します。

就学前教育での教育・保育と小学校の授業の相互参観や、行事等の交流、幼保小連絡会、情報交換その他様々な機会を通して、小学校への円滑な接続ができるよう取り組みます。

③ あかし保育絵本士の養成

市内認可施設の保育者を対象に、保育がより豊かになる絵本のコミュニケーションとその広がりについて学ぶ「あかし保育絵本士」養成講座を実施します。一定の課題をクリアした受講生を「あかし保育絵本士」（本市オリジナルの資格）として認定し、絵本をツールにした就学前教育における豊かな保育環境の充実と保育の質の向上を図っていくための事業です。

「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「明石市就学前教育・保育の共通カリキュラム」を基に作成した「あかし保育絵本士養成プログラム」に沿って、絵本をきっかけに、保育者・乳幼児・保護者など保育の場に集うすべての人が、ともにひびきあい、ともに育ちあう豊かな保育環境を整えていきます。

子どもと絵本の間のひびきあいは、生活習慣の形成、遊びへのヒント、日常のしぐさや言葉遣い等、行為や活動として活発に外へ向かって表出されます。保育者として、日々の経験から、その気づきを乳幼児一人ひとりの個性の発見へつなげていきます。

(2) 一人ひとりの育ちを大切にした学校教育の推進

教育分野の基本計画である「あかし教育プラン」や毎年度策定する実行計画「アクションプラン」に基づき、子どもの学びを支援する授業の質的向上や、子どもの成長・発達を支援する相談体制・キャリア教育を充実させるとともに、タブレットを効果的に活用できるＩＣＴ環境の整備や学校施設のバリアフリー化など教育環境の整備を計画的に進めています。

18歳までの全期間を通して、一人ひとりの子どもの育ちに沿った一体的で切れ目のない支援を行うことで、様々な社会課題を自らの問題として捉え、身につけた資質や能力を活用して、解決に向けて行動できることの育成を目指してまいります。

(3) 地域で子どもを応援する事業を推進

地域みんなで子ども・子育てを応援するまちづくりを進めるため、児童健全育成活動や子育て支援活動に取り組む地域の団体に対し、活動費用の助成や活動の支援を行っています。

地域で子育てを応援する基盤づくりを進め、地域活動団体による主体的かつ継続的な児童健全育成活動や子育て支援活動を継続して推進するとともに、子ども・若者が、社会に参画する機会とするため、チャレンジしたいことなど、子どもたち自らが計画し実践する活動に対する助成も拡充します。

(4) 特別な支援が必要なこどもに対する支援体制の充実

① 特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実

特別な支援が必要な子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状況を把握し、発達状況に応じた適切な保育を実施することが必要です。

現在、本市においては、幼稚園や保育所では障害の有無に関係なく、同じクラスで共に集団生活し、ともに教育・保育を受けています。

教育・保育施設の職員が特性への理解を深め、一人ひとりの子どもに応じた適切な教育・保育を行うことができるよう、支援の程度に応じた担当職員の配置や専門資格等を持つ指導員によるアドバイスを行っていきます。また、関係機関との連携により、支援の必要な子どもやその保護者に寄り添った対応を行っていきます。

また、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要とする子どもの数は年々増えており、2022年度（令和4年度）から一部の保育施設にて医療的ケア児の受入を行っています。

今後も、医療的ケアを必要とすることの保育施設入所のニーズにあわせて、各保育施設や訪問看護ステーションなど関係機関と連携しながら、受入体制を確保していきます。

② 児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実

特別な支援が必要な子どもに適切な療育がなされるよう、専門職等が障害児通所支援事業所を巡回し、支援の質の向上を図るとともに、児童発達支援センターである明石市立あおぞら園・明石市立ゆりかご園が、地域における療育の中核的な役割を果たし、関係機関と連携しながら、支援を要することもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組みます。

また、2021年（令和3年）9月に成立した医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、医療的ケア児及びその家族に対する相談体制の充実や関係機関との連携体制の構築に取り組みます。

明石市立発達支援センターでは、発達の遅れや障害の疑いがある子どもに対して、専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。発達に障害のある子どもが早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談・助言を行い、幼児期以降もライフステージを通じた相談支援体制の充実を図ります。

(5) 第三の居場所づくりの提供

様々な理由により、学校になじめない子どもたちは年々増加していることから、教育支援センター「もくせい教室」を市内3カ所に設置し、学校へ登校することが難しい市立小中学校の児童生徒に支援を行っています。また、教育相談として、電話による相談や来所による面接相談も行っています。

さらに、「校内フリースペース」を市内全13中学校と7小学校に設置し、自分のクラスに入りづらい児童生徒への支援を行っています。専属職員である「居場所サポーター」を配置し、個々の状況に応じた学習や生活の支援を行います。また、学校に登校できず不登校の状態にある児童生徒に対しても、家庭訪問や教育相談等を実施し、支援にあたっています。

それ以外にも、子どもの居場所設置・運営パイロット事業として、様々な理由により学校になじめない子どもたちを対象に、子どものニーズにあった適切な支援を行う公設民営型フリースペース（子ども第三の居場所）「あかしフリースペース・トロッコ（以下トロッコ）」を2021年（令和3年）9月に開設しました。

トロッコでは、市内在住の6～18歳の子どもを対象に、子どもたちが安心できる空間で遊びや学習支援を行うほか、子どもや保護者に対する相談支援を行っています。また、トロッコ開設から3年が過ぎ、入所待機者が年々増加している現状を踏まえ、市内2か所目となる公設民営型の「子どもの居場所」を設置いたします。

今後においても、子どもたちの置かれている状況に応じて、何が必要となるのか、子どもの意見を聴きながら必要な支援を検討していきます。

これらの支援を中心に、今後も支援が必要な子どもや保護者が、適切な支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。

(6) 体験・学びの機会の創出

保護者の就労状況の変化やライフスタイルの多様化に伴い、子どもの体験・学びの機会の格差が大きな課題となっています。

本市では、あかしこども広場で開催している野外プログラムなど、様々なイベントや講座をはじめ、親子交流スペース「ハレハレ」、明石海浜プール、天文科学館、文化博物館の4施設で保護者の所得に関わらず子どもの入場料を無料とする「公共施設の入場料無料化」、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動の機会を提供する「放課後子ども教室」、小学3年生を対象に行っている「環境体験事業」、子どもたちが誰でも、気軽に、自由に遊びを創り、のびのびと過ごすことができる「プレーパーク」などといった事業を進めています。

これらの事業を通じて、子どもの体験・学びの機会を創出し、子どもの健やかな成長を支援していきます。

